

林業経営体に関する情報の登録・公表要領の運用について

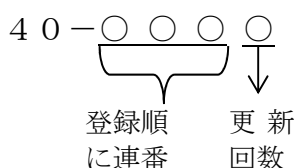
制 定 平成 24 年 10 月 1 日 24 林振第 1359 号
一部改正 平成 30 年 8 月 22 日 30 林振第 1583 号
一部改正 令和 5 年 3 月 15 日 4 林振第 4735 号

(趣旨)

- 1 林業経営体に関する情報の登録・公表要領(平成 24 年 3 月 30 日 23 林振第 3039 号。以下「要領」という。)第 4 の規定に基づき知事が林業経営体に関する情報を林業経営体名簿に登録するに当たっては、要領に定めるほか、この運用の定めるところによる。

(登録の記号と番号)

- 2 登録の記号と番号は、福岡県の「40」、登録順の連続数字 3 桁、更新回数の数字 1 桁の番号で構成する。



例)

- ① 13 番目に登録した新規の林業経営体
登録番号 = 40-0130
- ② 3 番目に登録した林業経営体が 5 年後に
更新した場合
登録番号 = 40-0031

(登録基準)

- 3 次の(1)から(6)のいずれにも該当しない場合、登録基準に適合すると認めるものとする。
 - (1) 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから 1 年間を経過していない者。
 - (2) 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者。
 - (3) 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者。
 - (4) 伐採・造林に関する行動規範等に違反した行為をしたと認められる者。
 - (5) その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
 - (6) 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年条例第 59 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員、又は第 3 号に規定する暴力団員等に該当する者。